

三迫ジム賛助会 会則

(目的)

第1条 三迫ジム賛助会および賛助会員に関して必要事項を以下に定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、次の3種とする。

(1) 法人正会員

(2) 法人協賛会員

(3) 個人会員

- 2 賛助会員は、会目的及び運営趣旨に賛同し、事務局の指定する手続きにより入会した法人及び個人とする。
- 3 賛助会員は、三迫ジム賛助会の円滑な運営を図るため、所属選手の遠征費などの財政面の支援及びイベント等運営の企画・支援を行うものとする。
- 4 賛助会員としての資格は事業年度毎（当該事業年度 一年間）とする。以降、退会の意思表示を行い、事務局より受理される迄は翌事業年度も継続されるものとする。

(会費)

第3条 賛助会の会費は次の通りとする。

(各事業年度一年分)

法人正会員 10,000 円／一ヶ月 (一年間一括：100,000 円)

法人協賛会員 5,000 円／一ヶ月 (一年間一括：50,000 円)

個人会員 3,000 円／一ヶ月 (一年間一括：30,000 円)

- 2 会費は事務局から指定する賛助会口座に振り込み支払いを行うものとする。
- 3 事業年度は毎年12月1日から起算して一年とする。
- 4 既納の会費は返還しないものとする。

(入会の申し込み)

第4条 賛助会への申し込みについては所定の申込書に記入し、事務局宛にFAXまたはメールにて申し込みを行う。事務局は相手方からの申し込みに対してFAXまたはメールにて承認の意思表示を行う。相手方が反社会的勢力の構成員など、入会を拒絶する場合もある。

(賛助会員の特典)

第5条 賛助会員の資格を得た者は以下の特典を受けることができる。

1. (法人) 広告掲載値引き特典
2. 三迫ジム メールマガジン配信 (月一回程度予定)
3. 所属選手ファンミーティング(総会)出席 (当面、年一回開催予定)
4. クローズアップ選手 スポンサーのご案内
5. その他懇親会開催のご案内等、会長および事務局が協議し、必要と定める事項

(賛助会の本拠地)

第6条 本賛助会の本拠は次の所在地に置くものとする。

〒179-0081

東京都練馬区北町1-33-10 三迫ボクシングジム内

TEL:03-5398-2403

FAX:03-5398-2404

(禁止事項)

第7条 本会活動を通じて入手した映像・音声情報・イラスト類・選手画像データ等については著作権法で定められた範囲を超えて複製・販売(転売)・出版のために利用することを禁じる。

- 2 本会活動を利用して宗教活動・政治活動・営利活動を行うことを禁じる。

(活動の停止および解散)

第8条 本会は運営状況その他諸般の事情により本会の運営を継続しがたいと判断したときは事務局より各会員に通達の上、本会を解散するものとする。この場合、当該事業年度の会費は返納しないものとし、翌事業年度開始前に解散するものとする。

(規約の変更等)

第9条 本規約は事前に通告なく変更・追加・削除・修正することがある。その場合速やかにメールやホームページ上での広報等の伝達方法をもって各会員に通達するものとする。

附則

本会則は令和6年5月1日より施行する。

以 上